

新宿区選挙執行規程（平成16年選挙管理委員会告示第35号）新旧対照表

改正後	現行
第1条から第117条まで 略 第1号様式～第8号様式 略 第9号様式（第49条関係） <u>別紙のとおり</u> 第10号様式～第13号様式 略 第14号様式（第60条関係） <u>別紙のとおり</u> 第15号様式以下 略	第1条から第117条まで 略 第1号様式～第8号様式 略 第9号様式（第49条関係） <u>別紙のとおり</u> 第10号様式～第13号様式 略 第14号様式（第60条関係） <u>別紙のとおり</u> 第15号様式以下 略

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

【旧】

第9号様式(第49条関係)

第 何 号
年 月 日

受命者 住 所
氏 名

新宿区選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

選挙事務所閉鎖命令

下記の選挙事務所は、公職選挙法第130条第1項(第132条)(第131条第3項)の規定に違反して設置したものと認め、同法第134条第1項(第2項)の規定により閉鎖を命ずる。

記

選挙事務所所在地	
設置年月日	
設置者氏名	
選挙の種類	年月日執行 何選挙

注意 この命令に従わないときは、公職選挙法第239条の規定により禁錮又は罰金に処せられる。

【新】

第9号様式(第49条関係)

第 何 号
年 月 日

受命者 住 所
氏 名

新宿区選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

選挙事務所閉鎖命令

下記の選挙事務所は、公職選挙法第130条第1項 (第131条第3項) (第132条)の規定に違反して設置したものと認め、同法第134条第1項(第2項)の規定により閉鎖を命ずる。

記

選挙事務所所在地	
設置年月日	
設置者氏名	
選挙の種類	年月日執行 何選挙

(注意) この命令に従わないときは、公職選挙法第239条の規定により拘禁刑又は罰金に処せられることがあります。

